と表明した。大統領からお墨付きを得 衛権の行使容認を「歓迎し、支持する」 来日したオバマ米大統領は集団的自 法等の発動だけでは、公海上やグレー に米軍の支援は確実ではない。従って ゾーンなどで軍事的紛争が生じた場合

ばならないが、この類型化が集団的自

スト」(限定事例)となり、集団的自 衛権を行使する際の<br />
「ポジティブ・リ

倒権を行使する制限となる可能性もあ

る「安全保障の法的基盤の再構築に関 た安倍晋三首相は、私的諮問機関であ

与させるための手段となる。

集団的自衛権の行使の容認は米軍を関

としては、憲法改正、憲法解釈の変更、

ばならない。それに加えて、一部の有 場合には対処できず再び事例を加えね る。その場合、想定外の事例が生じた

例の中には非現実的なものもあり、個

識者からは「安保法制懇」の類型や事

集団的自衛権の行使を容認する方策

活的課題となる。現在、日本が直面す に対処するために日米同盟の強化が死 告書の提出を間もなく受け、集団的自 する懇談会」(安保法制懇)の最終報 衛権行使の容認を今国会会期中に行う 「今、そこにある危機」であり、それ わが国を取り巻く戦略環境の激変は

でそれを行おうとしている。しかしな

えられるが、安倍首相は憲法解釈変更 安全保障基本法の策定などの方法が考

がら、憲法解釈の変更は日本の国の「在

問

必要である。

対処可能だとの指摘もあり公開論議が 別的自衛権、自衛隊法、警察権などで 勢いである。

日に日に増し、日本だけの防衛力での る尖閣諸島をめぐる脅威や核の脅威は

改正をまず問うべきであろう。

及ぼす事態」に該当する場合、

、限定的

また、「日本の安全に深刻な影響を

に行使容認をする方向で憲法解釈をす

であるならば、主権者たる国民に憲法 り方」を変えることにつながる。そう

対処は極めて困難となっている。

国家存続の危機が迫っているのであ

れば一刻の猶予もない。そのために、

集団的自衛権の行使容認のための憲法

改正論議を一刻も早く国民との間で行

うことが重要となる。これまで積み重

改憲

これは砂川事件に対する最高裁判決 る「限定容認論」が浮上してきている。

(1959年)を根拠とするが、一部

び憲法解釈の変更が可能となり日本は するのは強引すぎるし、次の政権で再 ねてきた憲法解釈を内閣の一存で変更

7

となっている。個別的自衛権や自衛隊

集団的自衛権の行使容認は緊急な課題

組み」としての米国の集団的自衛権行 使の確保が必要となる。この観点から

の確実な行使が不可欠となり、その「仕

そのため米軍が関与する「日米同盟

する可能性がある。 禁じ手」となり憲法違反の訴訟が続発 「安保法制懇」では集団的自衛権行

所主任研究員などを経 て現職。国際政治学者。

の法律により上位の憲法解釈を変える

全保障基本法」の制定を行えば「下位

法治国家としての体を失う。 また 「安

使を「4類型」「5事例」で検討して

いる。その結論は最終報告書を待たね

の抑止力は確保しづらくなる。

集団的自衛権を憲法の解釈変更で行

的自衛権の行使の手足を縛り米国から きないとの指摘がある。さらに、集団 の憲法学者からもこの判決を根拠とで

めに応急措置ではなく、根本的な憲法

取り巻く戦略環境の急変に対処するた ない事態に陥る可能性がある。日本を しれないが、国の根本を変化させかね った場合、短期的な解決策になるかも

改正を必要とする時代が到来してい